

官公需の中小企業者に関する契約方針決定 官公需発注情報

国は8月8日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条第2項に基づき、平成18年度における中小企業者に関する国等の契約方針（以下「国等の契約方針」という。）を次のとおり閣議決定した。

国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行なわれるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受けられるものとする。

また、国は、地方公共団体に對し国等の契約方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

■中小企業者の受注機会の増大のための措置

①情報提供の促進②中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大③官公需適格組合等の活用④指名競争契約等における受注機会の増大⑤中小企業者への説明の徹底⑥銘柄指定の廃止⑦分離・分割発注の推進⑧計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮⑨適正価格による発注⑩地方支分部局等における地元中小企業者等の活用⑪中小建設業者に対する配慮⑫技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大⑬新規開業者に対する受注機会の増大に

向けての措置⑭調達手続きに関する簡素・合理化⑮中小企業者の自効努力の助長

■中小企業者向け契約目標

平成18年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が3兆9346億円となるよう努めるものとする。

■官公需に係る施策の推進

(1)国等は、本方針について中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。

また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2)各省庁等は、上記各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は各省庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行なうものとする。

(3)国は、地方公共団体に對し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

□官公需とは

国や公団、地方公共団体等が発注者以外の企業などと、物品の購入、役務の提供や工事の請負契約を結ぶことを一般的に官公需といっている。

□官公需を受注するには

(1)国等の機関は、物品などを購入するとき、あらかじめ契約を希望する方に入札に参加するための資格登録をしてもらい、国等の機関は、買入れ条件を公告し入札を行い、その中で最も有利な条件を提示した者と契約を結ぶこととなっており、これを一般競争契約といい、国等の機関は原則としてこの方式により物品などを購入することとされている。

(2)一般競争に参加するには、資格登録をしたい国等の機関に一般競争参加資格審査申請書を提出し、参加資格の有無について審査してもらい。審査の結果、それぞれの

国等の機関で定めている基準によりABC等のランクに格付けされ資格者名簿に登録される。資格者登録されると格付けに応じた予定価格の競争入札に参加できる。一般競争参加資格審査申請書は、例年原則として1～2月に国等の機関ごとに受付をする旨の公示を行う。たとえこの期間中に申請ができなかった者でも随時受付されることになっている。

(3) 一般競争契約について、常にこの方法によると必ずしも経済的でない場合もあるので、そのような場合には、指名競争契約、随意契約などの方法も採用している。

(4) 国は、中小企業者に官公需の受注機会を増大するために、いろいろな施策を講じている。その一つに共同受注体制の整っている事業協同組合などに対して、「官公需適格組合」の証明書を発行している。

この証明を受けようとする組合は、「物品・役務」と「工事」ごとに証明基準が異なり、提出書類も多岐にわたるため、必ず事前に本会へご相談して下さい。

□詳細は本会組織振興部

TEL 043・242・3277

官公需発注情報＜平成18年度上半期＞

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表はしておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品、役務工事名	発注概算金額 (千円)
国等	陸上自衛隊習志野駐屯地	第316会計隊 047-466-2141	市川宿舎ガス配管補修工事	—
	海上自衛隊航空補給処	契約課 0438-23-2361 (代)	木更津地区官舎環境整備	—
	国立大学法人 千葉大学	契約課 043-290-2223	5-FU錠 50mg 500錠 外	—
	独立行政法人国立病院機構 千葉東病院	企画課 043-261-5171 (代)	重油	—
	独立行政法人 都市再生機構 千葉地域支社	総務企画部 043-296-7200	新市街地地区D-94街区外整備工事 (流山市) 新市街地地区H18市野谷調整池工事 (流山市) 千葉北部地区平成18年度公共亀成川 3号橋梁外工事(印西市) 千葉北部地区印西牧の原駅連絡 歩道橋工事(印西市)	—
県等	千葉県君津地域整備センター 君津整備事務所	管理用地課 0438-37-6611	事務用品	500
市町村等	千葉市	契約課 043-245-5089	下水道移設工事(千葉港18-1)	—
	松戸市	商工観光課 商工振興係 047-366-7327	浄水場設備工事等 市営住宅改修工事	—
	柏市	契約課 04-7167-1111	船戸市民プール流水プール塗装 改修工事 高柳分署消毒室整備工事	—
	流山市	総務部管財課 04-7158-1111 (代)	市道225号線道路補修工事	—
	我孫子市	管財課 04-7185-1111	我孫子駅前仮設倉庫解体工事 粗大ごみ処理施設精密機能検査業務 確定申告書・給与支出報告書等 パンチ業務	—
	大網白里町	財政課 0475-70-0312	排水整備工事	—